

最高裁判所（第二小法廷） 平成●●年（○○）第●●号 法人税更正処分取消等請求上告事件
国側当事者・国（大森税務署長）

平成26年2月21日棄却・確定

（控訴審・東京高等裁判所、平成●●年（○○）第●●号、平成25年9月27日判決、本資料263号－175・順号12299）

（第一審・東京地方裁判所、平成●●年（○○）第●●号、平成25年4月19日判決、本資料263号－83・順号12207）

決 定

上告人	有限会社A
同代表者代表取締役	甲
被上告人	国
同代表者法務大臣	谷垣 禎一
同指定代理人	山門 由美

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 上告費用は上告人の負担とする。

第2 理由

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

平成26年2月21日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 鬼丸 かおる

裁判官 千葉 勝美

裁判官 小貫 芳信

裁判官 山本 庸幸